09.在職老齢年金(老齢厚生年金)

　老齢厚生年金には、働きながら年金を受け取るという在職老齢年金制度があります。報酬によって年金額が一部停止となりますので、その仕組みを学びましょう。
　そしてFPとして幅広く勉強していくと基礎年金とごっちゃになったりしますが、この話は厚生年金のお話なので混同しないようにしましょう。
(令和４年４月に改正がありました(６０歳と６５歳の区切りがなくなり、在職中の納付保険料は毎年年金に反映されるようになった)ので注意。)

## 在職老齢年金の仕組み

　老齢厚生年金(特別支給も含む)の受給権を取得した者が、厚生年金の被保険者として勤務する場合、その報酬が一定額を超えると老齢年金が減額調整されます。(報酬は給与と賞与との合計)
　70歳以降は厚生年金保険適用の職場に勤め続けても厚生年金の被保険者とはならないが在職老齢年金はそのまま適用される。(ヒドイね)
　もともと厚生年金の被保険者でない個人事業主やパートアルバイトは在職老齢年金は適用されない。しかし、受給開始後に納め続けた保険料は、被保険者でなくなったときと６５歳になったときに、その都度、年金額に反映され、再計算された年金が支給される。(無駄にはならない)

## 在職老齢年金の計算方法

　2022年４月からは６５歳未満の人も６５歳以上の人と条件が同じになっています。

### 在職老齢年金が適用されない場合(満額支給)

**総報酬月額相当額＋基本月額≦４８万円**

　　●　総報酬月額とは、その月の標準報酬月額＋その月以前１年間の標準賞与の１２分の１

　　●　基本月額とは、加給年金等を除く老齢厚生年金の月額

### ４８万円を超えてしまった場合

**支給停止額(月額)＝(総報酬月額相当額＋基本月額－４８万円)×１/2**

　老齢基礎年金と経過的加算は減額されない。加給年金額については、本体部分が一部でも支給されさえすれば全額支給される。
　70歳以上の場合は厚生年金保険の被保険者でなくなるので保険料負担は不要。でも在職老齢年金は適用される。

## 在職定時改定

　厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受ける65歳以上70歳未満の者が、基準日の9月1日において被保険者であるときは、翌月の10月分の年金額から見直される。つまり働きながらでも年金額の変更のレスポンスが良くなった。